

製品安全4法改正を踏まえた制度整備

令和7年9月30日

産業保安・安全グループ 製品安全課

目次

1. 取組状況

(①インターネット取引の拡大への対応、②子供用特定製品の指定)

2. 子供用特定製品の指定の追加

改正製品安全4法の概要

法改正の概要

インターネット取引の拡大により製品の安全性に責任を持つ国内事業者が不在となるケースや、子供用製品に関する安全規制の未整備などの課題を背景に、製品安全4法を改正。

①インターネット取引の拡大への対応

1. 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）
2. 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
3. 届出事項の公表制度の創設
4. 法令等違反行為者の公表制度の創設

②玩具等の子供用製品の安全確保への対応

1. 子供用の製品に係る規制の枠組み（子供用特定製品）の創設
2. 子供用特定製品の中古品特例

施行スケジュール

R6.6.26	改正製品安全4法 公布
R6.12.13	改正法施行令等 公布
R7.1.31	技術基準省令等 公布
R7.9.25	乳幼児用玩具の事前届出等開始
R7.12.25	改正製品安全4法 施行（予定）

改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組①

1. 説明会の開催

・ ブロック別説明会

※全国の事業者向けにオンラインで開催。改正内容や事業者の対応ポイントを解説

第1回ブロック別説明会開催（R6.10月）

第2回ブロック別説明会開催（R7.2～3月）

その後も随時地方経済産業局や地方自治体を通じた地域事業者への情報提供を実施。

・ 関係団体との連携説明会

※外部セミナーや業界向け説明会を実施

日本玩具協会と連携：玩具業界向けの詳細説明（R7.2月～）

中古品販売団体と連携：中古品販売事業者向け説明（R7.9月）

検査機関でのセミナー開催（R7.3月、8月）

オンラインモール事業者を通じた海外事業者に対する説明会（R6.11月、R7.3月、7月）

登録検査機関と連携：海外事業者向け説明（R7.8月、9月）

・ イベントによる広報

東京おもちゃショー2025@東京ビッグサイトにて個別相談・説明を実施（R7.8月）



改正製品安全4法に関する周知・広報活動の取組②

2. FAQ・ガイドラインの公開

- [改正内容に関するFAQ（よくある質問）](#)を公開
- [法令業務実施ガイド](#)を改訂
- 乳幼児用玩具に関する[特設ページ](#)を開設し、規制の対象範囲や使用年齢基準適合確認、注意表示等について説明
- 海外事業者の規制対象化に関する[特設ページ](#)を開設し、規制の概要や届出等の手続方法等について案内
- [問い合わせ対応チャットボット](#)を導入し、各種QAに迅速に対応中（高精度化を継続中）

3. リーフレット・チラシの配布

- 国内管理人制度や子供PSCマーク制度等を解説したリーフレット・ポスターを制作・配布
- [政府広報](#)、業界情報誌、小学生向け新聞等での記事掲載

4. 動画・SNS・Web広報

- [法改正の説明動画](#)
- 経済産業省公式SNSやWebサイトでの継続的な情報発信
- [METI Journal](#)（経済産業省のオウンドメディア）での情報発信



令和7年12月25日より、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制が始まります。規制対象となる乳幼児用玩具の製造又は輸入を行う場合は、事業届出が必要になります。該当する事業者の皆様、届出準備はお済みですか？

[乳幼児用玩具の新制度スタート。『子供PSCマーク』表示への届出準備はお済みですか？（60秒早わかり解説）](#)

政府広報



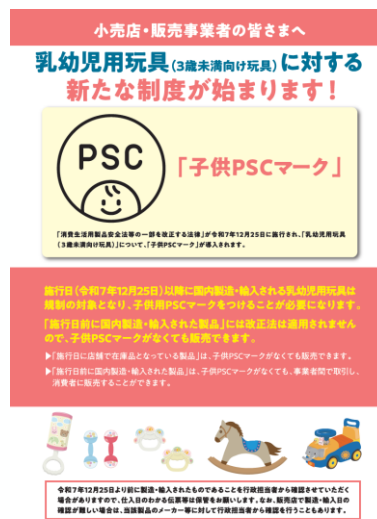
[政府広報オンライン](#)

[乳幼児のおもちゃを選ぶときは必ず確認！知っておきたい「子供PSCマーク」](#)

リーフレット・ポスター制作



[消費者向けチラシ](#)



[小売店・販売事業者向けチラシ](#)

チャットボット

問い合わせ用チャットボットがオープンしました！
ご不明な点がございましたら、まずはこちらをご確認ください。ボットの回答は順次追加予定です。



こんにちは！
お問合せ内容をお選びいただくか、ご質問内容をご入力ください。

[消費生活用製品安全法について](#)

[届出、申請などの手続について](#)

[海外事業者、国内管理人について](#)

[子供用特定製品について](#)

[チャットボット](#)

動画配信

[関連動画・リーフレット等](#)



改正消費生活用製品安全法に基づく
子供用特定製品（乳幼児用玩具等）
に係る規制について
（製造・輸入・販売事業者の皆様）

経済産業省 大臣官邸 産業政策・安全グループ 製造安全課

[改正消費生活用製品安全法に基づく子供用特定製品（乳幼児用玩具等）に係る規制について](#)

[YouTube 改正消費生活用製品安全法に基づく子供用特定製品に係る規制について](#)



[New Japanese Regulations Start for Businesses Selling Overseas and Children's Products: Aiming for Better Product Safety](#)

[YouTube 改正消費生活用製品安全法等の概要](#)

①インターネット取引の拡大への対応

1. 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- ・ 海外事業者が国内消費者に直接販売を行う場合、製品の安全性確保及び迅速な対応を図る観点から、国内管理人の選任を義務付け
- ・ 国内管理人は、海外事業者の代理人として一定の責任を有するものであり、適切な業務遂行が可能な者のみが選任されるよう、基準を制定

2. 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

- ・ 消費者に危険が及ぶおそれがある製品で、出品者によるリコール等が期待できない場合、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できる制度を創設

3. 届出事項の公表制度の創設

- ・ 届出事業者や国内管理人の氏名等を公表する制度を創設

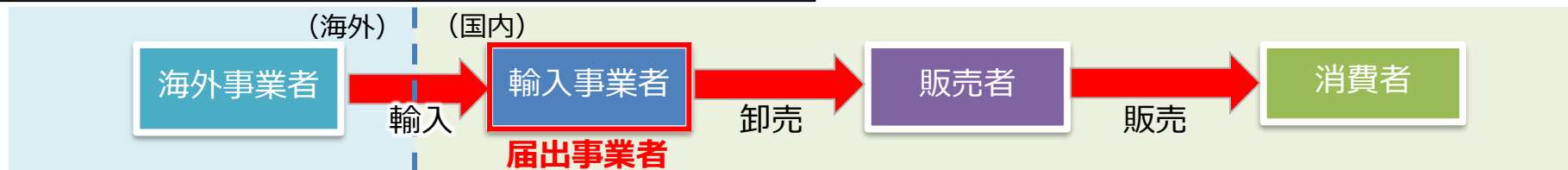
4. 法令等違反行為者の公表制度の創設

- ・ 消費者による適切な製品選択を可能とする環境整備を目的に、国が法令等違反行為者の氏名等の情報を公表する制度を創設

新たな規制の対象者（特定輸入事業者）について

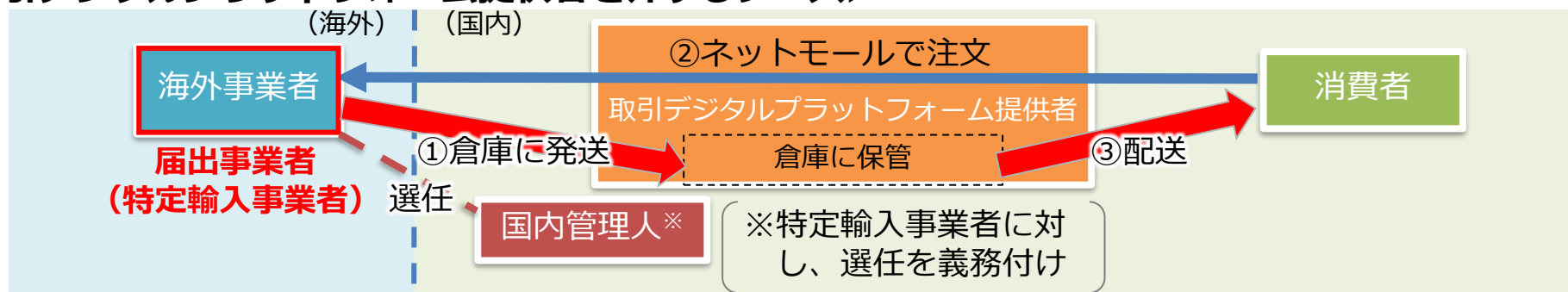
- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者について、特定輸入事業者として、（現行の製造・輸入事業者と同様に）届出を可能とし、技術基準への適合等を義務付けた。

海外事業者が輸入事業者を介して消費者に製品を販売・配送

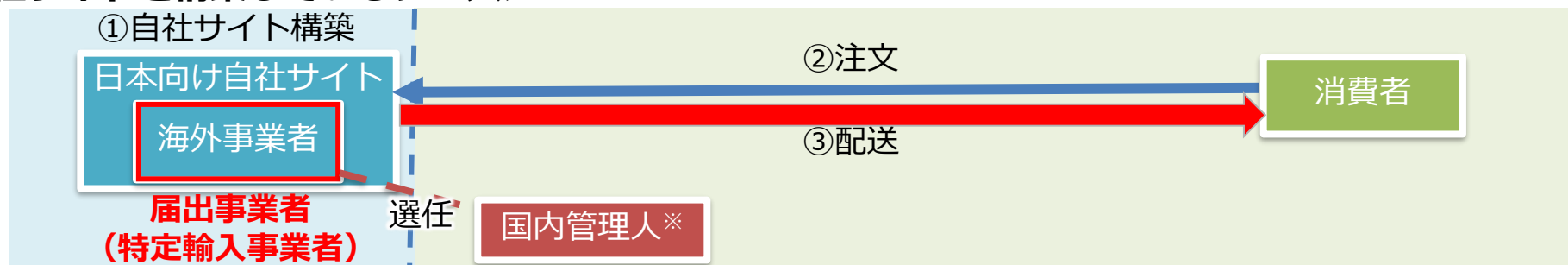


海外事業者が直接消費者に製品を販売・配送

<取引デジタルプラットフォーム提供者を介するケース>



<自社サイトを構築しているケース>



(参考) 国内管理人に係る義務

- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とするとともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。
- 特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、国内管理人に対し、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めるとともに、国内管理人の未選任状態を防止するため、特定輸入事業者との契約を解除する場合には、経済産業大臣又は管轄の経済産業局長に事前に報告を求めることとした。

<義務>

- ① 検査記録の写し（特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも）の保存義務〔法第11条第3項（法第12条第3項後段）〕
 - ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務（法第40条、第41条、第42条）
- ※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用される。

<国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告を求める。
（報告事項）①届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス、②連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに、報告する必要がある。

(参考) 特定輸入事業者を求める国内管理人の基準適合義務

- ・ 特定輸入事業者である届出事業者は、選任する国内管理人が以下の基準に適合するようにしなければならない、その適合を証する資料は届出の際に添付する必要がある。

<国内管理人の基準（技術基準省令第15条の2等）>

- ① 日本に住所を有すること。（国内管理人の登記事項証明書又は住民票の写し）
- ② 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分¹の通知等を受領する権限を付与されていること。（権限証明書）
- ③ 特定製品に関する法令の規定を遵守するものであること。（誓約書）
- ④ 日本語による会話能力を有すること。（誓約書）
- ⑤ 次の事項が定められた契約関係であること。（委託契約書の写し）
 - (i)経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - (ii)届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - (iii)②（法の規定により主務大臣が行う処分¹の通知等を受領する権限の付与）に関する事項
 - (iv)検査記録の写し等の保存に関する事項
 - (v)報告徴収等に関する事項
- ⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。（誓約書）

<特定輸入事業者が製造・輸入事業の届出の際に必要な添付書類（技術基準省令第6条第2項等）>

- ✓ 国内管理人の登記事項証明書（国内管理人が法人の場合）又は住民票の写し（国内管理人が個人の場合）
- ✓ 権限証明書（様式第3の2）※国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分¹の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類
- ✓ 委託契約書の写し ※技術基準省令第15条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）
 - 一委託契約には少なくとも次の内容が記載されている必要があります。
 - ① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - ② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分¹の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項
 - ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項
 - ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項
- ✓ 誓約書（様式第3の3）※国内管理人が第15条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

取引DPF（デジタルプラットフォーム）提供者の責務

- 国は、取引DPFを利用する一般消費者への危害発生のおそれがある場合に、出品削除に係る要請ができる規定を創設。また、取引DPF提供者に対し、以下の責務を規定。
- 製品安全4法の対象となる取引DPFは、インターネットモール、オークションサイト等を想定。取引DPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、日本の消費者向けに取引の場を提供しているかで判断。具体的には、日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断。
- なお、取引DPFを通じて日本の消費者に特定製品等が直接販売される場合の国内管理人の選任義務等について、取引DPF自身が販売事業者に対し周知。

<取引DPF提供者の責務等>

（要請）

- 危害防止要請（出品削除等に係る要請）に係る必要な措置（法第32条の3、第39条の2）

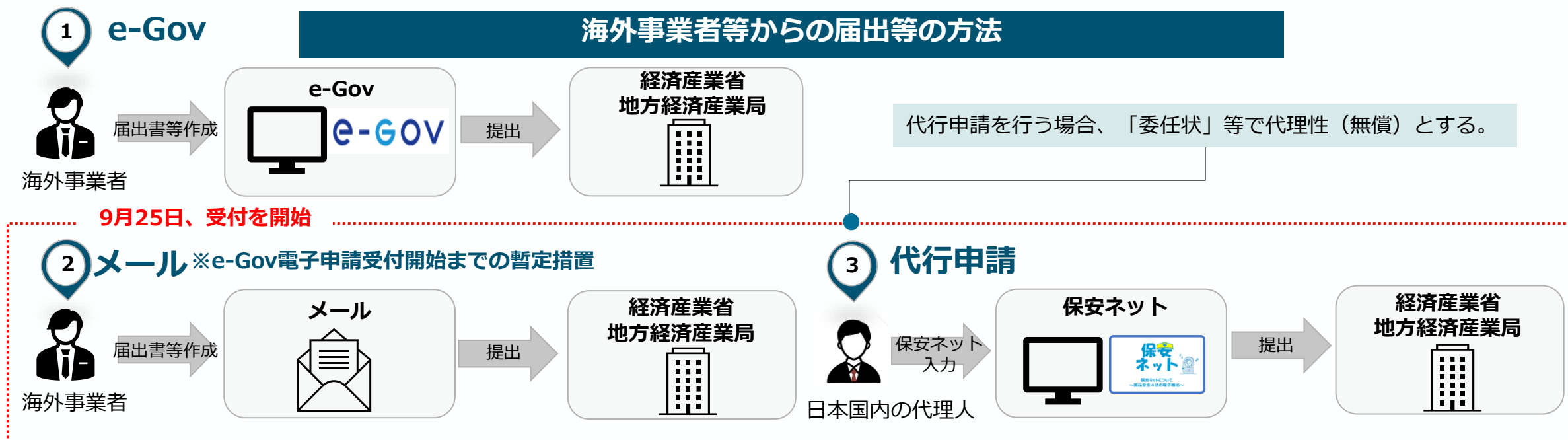
（責務）

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力（法第32条の2、第38条第3項）
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力（法第38条第2項）
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力（法第34条第2項）
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知（法第34条第4項）

海外事業者からの事前届出等の受付の開始について

- 新制度を円滑に開始させる観点から、**改正法施行日（令和7年12月25日）より前に**、海外事業者による事業届出等の**関連手続の届出を受け付けることとした**※。
- 令和7年9月25日、事業者から以下の②、③の電子申請手続による事前届出等の受付を開始した。**
 - ①海外事業者によるe-Govを通じた電子申請（12月頃を目途に稼働予定）
 - ②**海外事業者によるメール等を用いた電子申請**（※①e-Gov電子申請受付開始までの暫定措置）
 - ③**日本国内の代理人による保安ネットを通じた代行申請**

※令和7年9月25日～12月24日までの間における届出書等の提出日は、施行日である令和7年12月25日付けとする。



※「海外事業者の規制対象化」に関する特設ウェブサイトを開設：https://www.meti.go.jp/product_safety/tokuteiyunyu/tokuteiyunyu.html

連絡不通事業者リストの公表

- 今般の製品安全4法改正で、オンラインモール等を通じて国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制対象として明確化するとともに、法執行の担保を強化するため「法令等違反行為者」の公表制度を創設。
- これまでも製品安全4法に関係する届出事業者・非届出事業者両者において、一定の事由から連絡を試みるものの、**連絡が取れず「違反」有無の確認が困難な事業者が存在している**。今後、**オンラインモール上の製品や海外事業者由来の製品についても規制対象が広がっていくことで、そうしたケースが増えていく**ことも想定される。
- このようなケースをできるだけ回避し事業者からのコンタクトを促す観点から、本公表制度の運用に加え、**「連絡不通事業者リスト」を12月を目処にホームページで公表**することとする。

※「法令等違反行為者」の公表

法令等の違反が確定し、消費者保護の観点から情報提供の必要性が高い事業者を念頭に、消安法第46条の2等に基づき、事業者名等を公表することとしている。

連絡不通事業者とは

対象事業者

製品安全4法に関係する製造・輸入・販売事業者（届出・非届出事業者）のうち、一定の事由から連絡を試みるものの、連絡の取れなかった事業者

想定される事由例

- 製品安全4法の執行上、一定の事実確認を行いたい届出事業者
- ネットパトロール事業を通じて表示不備と確認された事業者
- 試買テストを通じて、技術基準不適合と確認された事業者

連絡不通事業者リストの確認・公表手順

➤ 確認作業：

- 製品安全4法上の一定の事実確認を行うにあたり、**3回以上連絡を試みても連絡が取れない事業者**を特定する（連絡手段は電話・メールを基本とする）。
- 3回目の連絡から14日（※）以上経過しても連絡がない場合に、該当事業者名を公表する。
※行政手続法第15条に準じて設定

➤ 更新頻度：

- リスト更新の頻度は四半期に一度を目処とし、**事業者と連絡が取れた場合等には都度リストから削除**する。

②子供用特定製品への製品の指定

- 令和6年6月、消安法改正により、子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、製造・輸入事業者に対し国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求めることとした。併せて、改正消安法第4条第3項第4号において子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に販売を可能とする特例を講じた。
- 令和6年12月、消安法施行令の改正により乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）と乳幼児用ベッドを子供用特定製品に指定した。

令和6年12月
子供用特定製品に
2品目を指定

特定製品の区分		必要なマーク	
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター		
特別特定製品以外の特定製品	(略) 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具		
特別特定製品かつ子供用特定製品	乳幼児用ベッド		※令和9年3月までは経過措置期間として、  を付すことで販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）		

＜改正消費生活用製品安全法＞

- 第2条 （略）
- 2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
- 3 （略）
- 4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

＜消費生活用製品安全法施行令＞

- 別表第1
- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に係る施行準備状況

- 技術基準省令を令和7年1月31日に改正、乳幼児用玩具の範囲や技術基準等の解釈を示す解釈通達を2月20日に改正。
- 9月25日より事前届出の受付を開始。（これらの届出については、新制度施行日において届出をしたものとみなす。）電子申請システム（保安ネット）の利用が可能。
- 業界団体、検査機関、地方経済産業局等の協力を得て、特定輸入事業者（海外事業者）を含む関係事業者、地方自治体を対象とした説明会等を通じ、制度の内容や届出等手続に係る情報について広く周知を実施。

R6.12.13



政令公布
(特定製品の指定)

R7.9.25



事前届出受付開始

R7.12.25



施行

令和7年12月25日より前に製造・輸入されたもの



表示なしで販売可能

令和7年12月25日以降に
製造・輸入されるもの



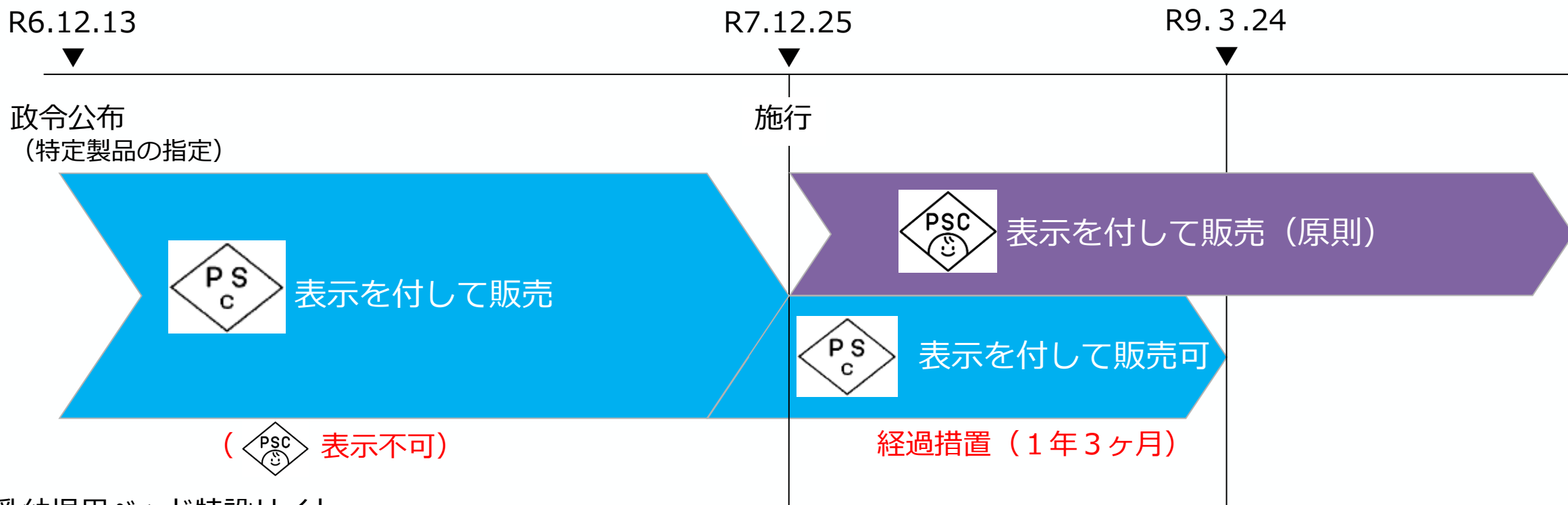
表示を付して販売することが必要

乳幼児用玩具特設サイト

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html

乳幼児用ベッドに係る施行準備状況

- 改正法の施行（令和7年12月25日）よりも前に製造又は輸入された乳幼児用ベッドは、**従前の菱形PSCマークの表示**が必要。
- 施行日以降は菱形子供PSCマークの表示が必要となるが、経過措置期間（令和9年3月24日まで）を設定し、その期間においては従前の菱形PSCマークを表示した製品の販売も可能。**菱形子供PSCマークに円滑に移行**がなされるよう、業界関係者の取組を支援。



乳幼児用ベッド特設サイト

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/babybed_kodomopsc.html

製品安全4法における工場情報の届出を不要とする要件

- 製品の仕様・設計等を決定する事業者については、画一的に工場の所在地等の届出を求めるよりも各種の確認を速やかに行える状態であることを把握する方が実効的との観点から、一定の要件を満たす場合、工場情報の届出を不要とし、その要件を省令で規定した。

工場情報の届出を不要とする要件

<技術基準省令>

(法第6条第4号の主務省令で定める要件)

第7条の2 法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。
- 二 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。
- 三 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。
- 四 その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

①当該特定製品の設計を行っていること。

→安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること 等

②検査機関において、法第11条第2項（消安法）の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

③求められた場合には、遅滞なく、当該特定製品を製造する工場又は事業所の名称及び住所の提供を行うことが可能であること。

※上記要件の確認のため、届出時又は事業開始後（必要に応じ）に、以下の書類の提出又は提示を求める。

届出時：①に係る製造を行う工場（製造の場合）又は製造事業者（輸入の場合）との代表的な契約書の写し

③に係る「届出時点での」工場の名称・所在地の一覧

事業開始後（例：立入検査時）：①に係る、製造を行う工場（製造の場合）又は製造事業者（輸入の場合）との契約書の写し（すべて）

②に係る検査機関が発行する検査報告書の写し

③に係る工場等の名称及び住所の一覧 等

消安法における新たな届出主体

- 消安法では製造事業者又は輸入事業者を届出事業者と規定。
- 一方、乳幼児用玩具の製造は、多くが海外工場でのOEM等の複雑な分業関係であることが確認されたことから、乳幼児用玩具については、以下の要件を満たすものについては、製品の安全性に責任を有すべき届出事業者とみなすこととした。

新たな届出事業者の要件

- ①本来の製造事業者又は輸入事業者に対して**製造を委託する関係にある（間接委託も含む。）**こと
- ②製品の**設計・検査を自社の責任において行っていること**
設計：安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること 等
検査：製品検査を自ら行っている、検査機関に自ら検査を依頼している、又は、委託事業者に対しその行った検査結果の提出を求め内容の確認を行っていること。また、その検査記録を保有していること 等
- ③報告徴収、立入検査、事故報告等の**消安法において負うべき全ての義務及び命令の対象者となることを理解していること**
- ④**自社の名称又は商標で製品を流通**させること

※上記要件の確認のため、届出時又は事業開始後（必要に応じ）に、以下の書類の提出又は提示を求める。

届出時：①、②に係る代表的な契約書の写し、③に係る事業者代表者名義の文書（理解した旨を示すもの、記載例を作成）

事業開始後（例：立入検査時）：①、②に係る委託契約書の写し（すべて）、②に係る検査機関が発行する検査レポートの写し、④に係る流通させる商品パッケージ

子供用特定製品における中古品特例

- 子供用特定製品の中古品でパッケージがないため対象年齢等の必要な表示が確認できないものについて、**消費者への注意喚起、破損・劣化の点検等を条件に販売を可能とする特例**を消安法改正により措置。
- 承認に当たっては以下のような条件を付すこととし、8月14日に解釈通達を公表している。

<改正消費生活用製品安全法>

(販売の制限)

第4条 特定製品（子供用特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあっては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2（略）

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一～三（略）

四 **古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして主務大臣の承認を受けたとき。**

中古品特例の承認条件

- ①製品の安全性及び正しい使用方法が不明であることを**消費者が理解**の上で購入できるようにすること
- ②**技術基準適合が推測**されること（製造／輸入事業者が届出事業者であること等）
- ③**リコール品**に該当せず、**破損や劣化による危害の増大**も認められないこと
- ④経済産業大臣から**承認を受けた事業者であることを示しておく**こと
- ⑤**販売実績を報告**すること
- ⑥上記が徹底される**十分な体制が確保**され（研修・マニュアル整備、責任者任命等）、上記が実行されていること

<令和6年2月 産業構造審議会 製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

④中古品の取扱いに関する措置

こども用の製品のうち、マークを確認することができず、技術基準への適合や警告表示が確認されていない中古品についても、安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要である。その際、**消費者に対しては製品の劣化等も踏まえた一定の注意喚起を図ること、消費者自身にも当該中古品の取扱いについて意識をもって対応してもらえよう取り組むこと、また、販売に際しては安全確保のための体制がとられていること、などを求めることが適切である。**なお、リユース業界においては、中古品の安全確保に関する自主的な動きもあるところ、こうした動きに対し、製造・輸入事業者における取組への必要な協力や、消費者自身に求められる対応についての理解が進むことで、安全な中古品市場の健全な発展に資することが期待される。

(参考) 中古品特例にかかる申請事項やその条件の運用解釈について

- 中古品特例の申請に当たって必要な項目や、承認の際に基本的に付される条件についての解釈を示した。

中古品特例承認の申請をする際の申請事項についての解釈

二 子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な体制整備の内容

(具体的には、

- (1)販売に当たる職員向けの研修を最低でも年に1度以上開催していることなどが確認できる研修予定スケジュール、
- (2)販売に当たる職員向けの販売マニュアル、
- (3)各店舗において中古品特例措置に責任を有する者を任命していることが確認できる責任者名・役職等の一覧表等により確認することとし、国からの求めに応じた必要な対応が取れる適切な体制が整備されていることとする。)

中古品特例承認の承認に当たって付す条件についての解釈

製品の安全性及び正しい使用方法が不明であることを消費者が理解の上で購入できるようにすること	製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていない製品であることを記載した書面を用意し、商品販売時に販売員が書面を提示しながら一般消費者に対して口頭で説明する等の対応がこれに当たる。なお、オンライン販売の場合には、製品の販売画面に表示される商品説明欄等において、製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていない製品であることを明記することにより代えることができる。
技術基準適合が推測されること	容器包装のなくなった中古品であっても、製品本体のロゴ、デザイン等から当該製品の製造事業者／輸入事業者を判別し、経済産業省から公表される乳幼児用玩具の届出を行っている事業者に該当することを確認する等の対応がこれに当たる。
リコール品に該当せず、破損や劣化による危害の増大も認められないこと	経済産業省ホームページにおいて公表されているリコール製品に該当しないことを確認することに加え、ISO8124-1:2022に規定される直径31.7mmの小部品シリンダーに収まる大きさである容易に取り外せる部品が含まれないこと、怪我をするおそれのある鋭い先端等がむき出しとなった破損箇所等がないこと等を確認する対応がこれに当たる。
経済産業大臣から承認を受けた事業者であることを示しておくこと	特定製品の区分、事業者名・店舗名、販売予定数量とともに経済産業省から中古特例承認を受けている旨が表示された書面を、店舗に来店した一般消費者が容易にみることができる場所（店舗入口、レジ周辺等）に掲示する対応がこれに当たる。
販売実績を報告すること	古物である子供用特定製品例外承認申請書に記載された当該製品について、毎年度の終期から30日を超えない日以内に、当該年度内に実際に販売を行った当該製品の数量を、販売を行った店舗ごとに集計し、経済産業大臣に報告すること。

目次

1. 取組状況

(①インターネット取引の拡大への対応、②子供用特定製品の指定)

2. 子供用特定製品の指定の追加

子供向け製品の事故実態

- ベビーカー、抱っこひも、乳幼児用ベッドガード、乳幼児用椅子等で重大製品事故が多く発生（直近10年（2015～2025年3月）では、ベビーカーで11件、抱っこひもが4件、乳幼児用ベッドガードが4件、乳幼児用椅子が7件）。
- 令和6年度に実施した小学生までの子供を持つ保護者向けのアンケートにおいては、上記の製品に加え、ベビーベッド等の睡眠関連用品で危ない思いをした経験数も高水準となっており、こうした製品について事故原因の分析や基準の策定を進め早期に規制を整備していくことが必要。

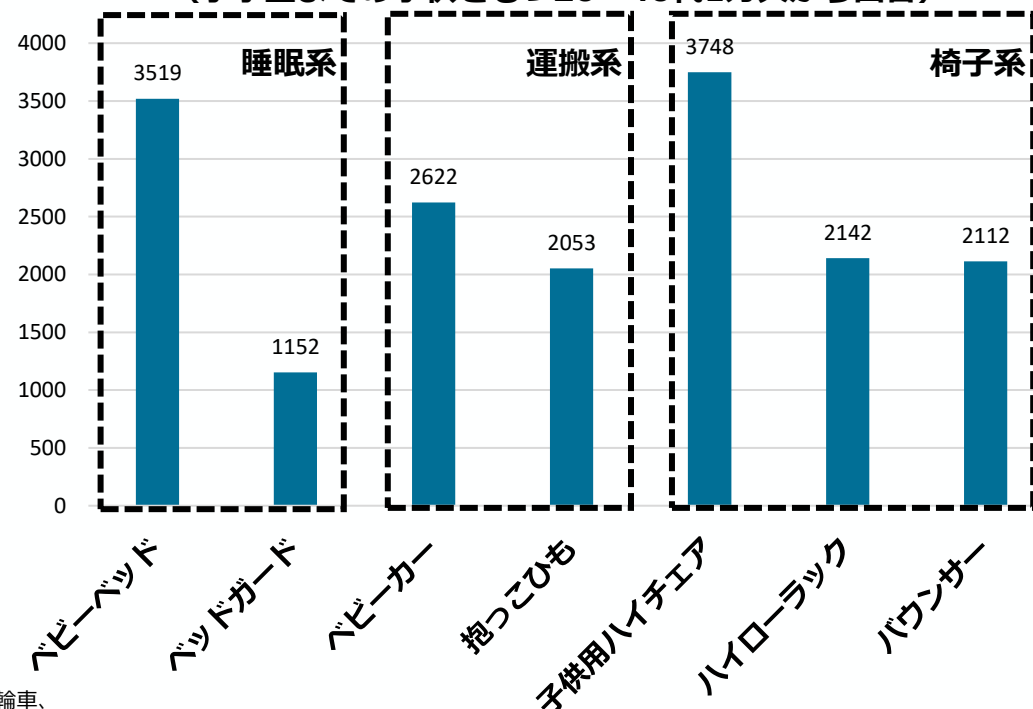
子供用製品による被害の実態

- 令和6年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業（子供用特定製品の規定に係る調査事業）において、小学生までの子供を持つ20～40代の消費者のうち、子供用製品20品目（※1）について、子供が使用中にケガや危ない思いをしたことがある（ケガ無しや軽度のケガ含む）と回答した消費者1万人に事故内容等の詳細を聞くWebアンケートを実施。
- このうち、多い順に、①子供用ハイチェア、②ベビーベッド、③ベビーカー、④ハイローラック、⑤バウンサー、⑥抱っこひもとの結果だった。大きな被害につながりうる事故の態様として、転落による頭部の負傷に限定すると、多い順に、①子供用ハイチェア、②ベビーカー、③ベビーベッドとなり、顔や首の圧迫被害に限定すると、多い順に、①ベビーベッド、②ハイローラック、③ベッドガードとなった。
- 乳幼児用ベッドについては、近年、重大製品事故は確認できていないものの、米国の製品事故データベース（NEISS）によると、2022年に2歳未満の子供に関わる事故がバシネット（bassinet or cradles）で53件、スイング（Portable baby swings）で69件、バウンサー（baby bouncer seats(excl. jumpers)）で90件発生しており、いずれも9割以上が0歳児が被害にあった事故だった。

（※1）ベビーベッド、ハイローラック、バウンサー、クーハン、ベッドインベッド、バシネット、ベッドガード、子供用ハイチェア、子供用ローチェア、子供用テーブル取り付け座椅子、子供用折りたたみ椅子、抱っこひも、ベビーカー、自転車用幼児座席、子供用三輪車、子供用キックバイク、子供用自転車、子供用キックスケーター、ベビーバス、首掛け浮き輪

子供が使用中にケガや危ない思いを経験との回答数

（小学生までの子供をもつ20～40代1万人から回答）



子供用特定製品の指定の考え方

子供用特定製品の指定にあたっては、子供用製品による子供の製品事故を未然に防止するため、以下のような視点を総合的に勘案していく。

①子供用の製品であること

主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。

②事故の態様等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること

重大製品事故を含む子供が被害にあう国内外の製品事故の実態を踏まえ安全確保の必要性があること。

③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること

製品の市場流通前の技術基準適合や使用方法に係る表示を義務付けることにより、事故を防止する効果が認められること。

④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること

海外で規制の対象である、又は日本への危険な製品の流入懸念がある等、規制の必要性があること。

＜改正消費生活用製品安全法 第2条第4項＞

この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

＜消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院HPより抜粋）＞

四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害に遭う事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、保護者等の消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。

乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの子供用特定製品への指定

- 乳幼児用ベッドガードについては、乳幼児が乳幼児用ベッドガードとマットレス等に挟まれて死亡する重大製品事故が、過去10年間※1に **4件発生** しており、**生後12ヶ月以内の乳児が死亡**※2している。
※1 2015年～2025年3月 ※2 一般的に、最も窒息リスクの高い出生後18ヶ月未満の乳幼児は、乳幼児用ベッドガードを使用して乳幼児用ではないベッドに寝かせることは危険であるとされており、商品の取扱説明書等においてもその旨が表示されている。
- ベビーカーについては、重大製品事故が過去10年間※1に **11件発生** しており、うち**転倒・転落による頭部等の負傷が6件、指の挟み込みによるもの等が4件**であった。
- 発生している事故を踏まえ**警告表示による注意喚起により誤使用を防ぐ**ことで事故の防止が期待されること、海外での規制状況や基準・規格の整備状況等に加えて、**死亡事故が発生していること、重大製品事故の発生件数等**を鑑み、**乳幼児用ベッドガード及びベビーカーを特定製品及び子供用特定製品へ指定**することとし、具体の検討を進める。

【乳幼児用ベッドガードの重大製品事故】

2017年8月	
年齢	生後9ヶ月
事故の概要	乳児が当該製品とマットレスの間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。
2017年9月	
年齢	生後6ヶ月
事故の概要	乳児が当該製品とベッドの隙間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。
2020年1月	
年齢	生後5ヶ月
事故の概要	乳児が当該製品とマットレスの隙間に挟まり、死亡。
2023年5月	
年齢	0歳
事故の概要	乳児が当該製品とマットレスの隙間に挟まり、死亡。

【ベビーカーの重大製品事故】

2015年9月	
年齢	1歳4ヶ月
事故の概要	当該製品は、展開時に折り畳み部に隙間が生じる構造であり、折り畳み部に警告表示等がなかったことから、幼児が右手をかけている事に気付かず、使用者が当該製品を展開操作したため、折り畳み部のハンドルパイプと樹脂製ハンドル受け部間で指を挟んだものと推定された。
2020年3月	
年齢	2歳
事故の概要	母親が子供を乗せ、歩道から車道に出るところのアスファルトの段差約2cmに突っかかり、転倒し、子供が負傷した（乳歯亜脱臼、口唇裂傷）。
2021年11月	
年齢	生後5ヶ月
事故の概要	当該製品に乳児を乗せて段差を乗り越えようとしたところ、当該製品が折りたたまれ、転倒し、負傷した（頭部骨折）。

特定製品及び子供用特定製品への指定について

- ・ 死亡事故が発生している乳幼児用ベッドガード及び転倒や転落等の事故が発生しているベビーカーを**特定製品及び子供用特定製品に指定**する。当該指定にあたっては、消費経済審議会への諮問が必要となっており（改正消安法第47条第1項）、本日製品安全部会にお諮りするもの。

特定製品への指定について

特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）別表第1に第14号及び第15号を加える。

十四 乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後六十月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。）

十五 ベビーカー（主として家庭において出生後三十六月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。）

※ 乳幼児用ベッドガードについては国内の流通量が限られるとともに対象年齢を遵守しないことによる事故が発生している、ベビーカーについては国内市場に流通している製品が国内外の基準に適合した製品（例：製品安全協会による認証制度に基づくSGマークを表示した製品）の流通が主となっている、といった現状がある。一般消費者の安全に大きな影響を及ぼすような品質の確保が十分でない製品の流通が確認されない中で、現時点では特別特定製品への指定はしない。

子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）別表第1第14号及び第15号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

※ 乳幼児用ベッドガード及びベビーカーは、対象年齢を遵守していないことによる事故や保護者が目を離した際に事故が起こっていることから、技術基準へ適合する安全な製品を設計することに加えて、対象年齢及び危険な使い方を防止するための正しい使用方法に係る警告を消費者である保護者等に適切に伝える必要性のある製品と認められることから、子供用特定製品に指定する必要がある。

<改正消費生活用製品安全法>

第2条 （略）

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 （略）

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

乳幼児用ベッドガードの技術基準、年齢表示・警告表示について

- ・ 子供用特定製品は、技術基準適合義務に加え、対象年齢や使用上の注意にかかる文言（警告表示）を表示することが義務づけられている。今後、技術基準や警告表示について検討を進めていく。

【技術基準】

- ・ 技術上の基準への適合については、**国際規格と整合**させつつ、**日本の子供の安全を確保**するために必要な基準を設ける。

	法規制	規格	対象年齢
日本	—	S G基準 CPSC A0136	生後18ヶ月～60ヶ月
米国	C P S I A (消費者製品安全改善法)	ASTM F2085-19 (16 CFR Part 1224)	通常2歳～5歳
英国	The General Product Safety Regulations 2005 (一般製品安全規則2005)	BS7972:2001+A1:2009	生後18ヶ月～5歳

【年齢表示・警告表示】

- ・ 対象年齢を遵守していない場合に事故が発生していることから、「**18ヶ月未満の乳幼児には使用しないこと**」などを記載することを求める。
- ・ 乳幼児用ベッドガードのマットレスへの固定方法を誤った場合、隙間が生じることを完全に防止することはできず、危害が発生するおそれがあるため、**正しい使用方法を理解して使用するような注意喚起**を求める。
- ・ これらの表示については、使用に際し消費者への注意喚起のために、**本体に表示されている**ことを求める。



(写真出典) 一般財団法人製品安全協会 提供

ベビーカーの技術基準、年齢表示・警告表示について

- 子供用特定製品は、技術基準適合義務に加え、対象年齢や使用上の注意にかかる文言（警告表示）を表示することが義務づけられている。今後、技術基準や警告表示について検討を進めていく。

【技術基準】

- 技術上の基準への適合については、**国際規格と整合させつつ、日本の子供の安全を確保**するために必要な基準を設ける。

	法規制	規格	種類	対象年齢
日本	—	S G基準 CPSA0001 ベビーカー	A形 B形	A形：新生児期を過ぎて（1ヶ月）～48ヶ月 B形：おすわりができる時期（6～7ヶ月頃）～48ヶ月
		S G基準 CASA0152 EN型ベビーカー	プッシュチェア形 プラム形 等	—
国際規格	—	ISO 31110:2020	プッシュチェア プラム 等	3歳まで
米国	C P S I A （消費者製品安全改善法）	ASTM F833-21 （16 CFR Part 1227）	キャリッジ ストローラー等	キャリッジ：座ることができない乳児 ストローラー：乳幼児から36ヶ月まで
欧州	EU General Product Safety Regulation （一般製品安全規則）	EN 1888-1（, 2）	プッシュチェア プラム 等	— （明確な記載はないが3歳程度までと推定）



A型ベビーカー



B型ベビーカー

（写真出典）一般財団法人製品安全協会 提供

【年齢表示・警告表示】

- 使用に際し消費者に注意喚起するため、**対象年齢、シートベルトを装着して使用する**こと等の表示が**本体に表示されている**ことを求める。

今後のスケジュール

【政令改正】

令和7年9月30日	消費経済審議会・産業構造審議会【本日】 改正消費生活用製品安全法第47条第1項の規定に基づき、消費経済審議会への諮問
令和7年10月（予定）	政令（対象製品の指定）に関するパブリックコメント開始
令和8年3月（予定）	改正政令の閣議決定・公布
令和8年6月（予定）	改正政令の施行

【省令改正・解釈通達等の整備等】

省令改正（技術基準・警告表示等の整備）、その他必要な規定類の整備 等
⇒業界等を通じた周知（説明会等の実施） 等

新たな乳幼児用製品等への対応の推進

- 乳幼児用ベッドについては、既に子供用特定製品として指定されており規制の対象となっているが、近年、新たな機能が付加された製品や、新たな構造・材質である製品の流通が確認されている。
- 新たな構造等をもつ製品も規制の対象として技術基準への適合が義務付けられるものであることを改めて整理・明確化するとともに、技術基準省令を改正し、これらの製品についても十分に安全を確保できる技術基準へと見直すことの検討を進めていく。
- その他、重大製品事故が発生している抱っこひも、乳幼児用椅子等についても、国際規格の議論等を踏まえながら、子供用特定製品への指定について検討を行っていく。



ベッドサイドスリーパー



乳幼児用の小型ベビーベッド



抱っこひも



乳幼児用椅子